

戸籍にフリガナが記載されます

①改正戸籍法の施行(令和7年5月26日を予定)

この施行日の日以降、届出をした方について、振り仮名が記載されます。

②記載する予定の振り仮名の通知(①の日以降)

本籍地から、住民票に記載されている振り仮名情報等を参考に、③で記載する予定の振り仮名を通知します。

③市区町村長による振り仮名の記載(①の日から1年後)

①の日から、1年以内に届け出がなかった場合、②で通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

改正法施行後の流れ

令和7年5月26日に、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。

なお、この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される者については、下記の手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてそのフリガナを届け出ることとなります。

(1)本籍地の市区町村長からの通知を確認

- ・本籍地の市区町村長が戸籍に氏名のフリガナを記載する前提として、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ等を認識する機会を確保することとしています。
- ・具体的には、住民票において市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報等を参考に、本籍地の市区町村長から皆様へ、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナを通知することとしています。
- ・この通知は、改正法の施行日(令和7年5月26日)から遅滞なく送付することとしていますので、送付されましたら必ず内容をご確認ください。もし認識と違うフリガナが記載されていた場合は、必ず(2)の届出を行ってください。**届出をしない場合、令和8年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。**

(2)氏名のフリガナの届出

- ・改正法の施行日(令和7年5月26日)後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。
- ・この届出が受理されれば、届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。
- ・(1)で説明したとおり、(1)の通知のフリガナが誤っている場合は必ず届出をしてください。
- ・(1)の通知のフリガナが正しい場合、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますが、早期の戸籍への記載を希望される方は、フリガナの届出をすることができます。
- ・具体的な手続については、法務省ホームページをご参照ください。

(3)市区町村長による氏名のフリガナの記載

- ・(2)の届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日(令和7年5月26日)から1年を経過した日以降に、(1)の通知のフリガナを戸籍に記載します。
- ・(2)の届出がなかった場合に戸籍に記載されたフリガナは、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更をすることができます((2)の届出を行った後に氏名のフリガナを変更する場合は家庭裁判所の許可が必要となります。)

(法務省)戸籍にフリガナが記載されます <https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>